## 昭和三十年法律第百八十号 養蜂振興法

第一条 この法律は、養蜂を取り巻く環境の変 役割の重要性等に鑑み、蜜蜂の群(以下「蜂 等の花粉受精の効率化に資することを目的とす 蜂による生産物の増産を図り、あわせて農作物 講じて、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜 群」という。) の配置を適正にする等の措置を 農作物等の花粉受精において養蜂が果たす 2 2

蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼第二条 この法律で「転飼」とは、蜂蜜若しくは 育することをいう。 (定義)

(蜜蜂の飼育の届出)

定めるところにより、毎年、その住所地を管轄第三条 蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の 作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼 以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農 令で定める場合は、この限りでない それがないと認められる場合として農林水産省 び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすお 育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及 の飼育を行う者(以下「養蜂業者」という。) け出なければならない。ただし、業として蜜蜂 する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届 2

氏名又は名称及び住所

飼育の場所及びその期間

その他農林水産省令で定める事項

めるものとする。 における養蜂の実情その他の事情を勘案して定 前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県

産省令の定めるところにより、その旨を同項の号に掲げる事項に変更があつたときは、農林水 都道府県知事に届け出なければならない。 第一項の規定による届出をした者は、 同項各

より、当該届出の内容を当該他の都道府県の知があるときは、農林水産省令の定めるところに 事に通知しなければならない。 に他の都道府県の区域を飼育の場所とするもの る届出を受けた場合において、当該届出の内容 都道府県知事は、第一項又は前項の規定によ

第四条 養蜂業者は、 飼しようとするときは、 他の都道府県の区域内に転 農林水産省令の定める

場合は、この限りでない。 ればならない。ただし、農林水産省令で定める ところにより、あらかじめ、転飼しようとする 所を管轄する都道府県知事の許可を受けなけ

の事項について条件を付することができる。 (蜜蜂の適切な管理) 前項の許可には、転飼の場所、蜂群数その他

|第五条 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管 る。 理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとす

その他の必要な措置を講ずるものとする。 よう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知 (蜜源植物の保護増殖) 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保される

第六条 蜜源植物を植栽、除去又は伐採しようと 蜜源植物の増大を旨としてこれを行わなければ する者は、その目的に反しない限りにおいて、 ならない。

策を講ずるものとする。 防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援そ の他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施 国及び地方公共団体は、蜜源植物の病害虫の

(表示)

第七条 蜂蜜を精製(脱色、脱臭、濃縮又は添加 とを業とする者は、蜂蜜を販売するときは、農 林水産省令の定めるところにより、その容器に 物の添加をいう。以下同じ。) して販売するこ 種類及び割合を表示しなければならない。 添加物の有無及び添加物を添加したときはその

2 定による表示のある蜂蜜でなければこれを販売 蜂蜜の販売を業とする者は、容器に前項の規 してはならない。

置等) (蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措

2 第八条 都道府県は、当該都道府県の区域におけ 施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状る蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実 況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協 の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状 者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂 必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業 態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理そ の他の必要な措置を講ずるものとする。 都道府県は、前項の目的を達成するため特に

|第九条 | 都道府県知事は、この法律の施行に必要 な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育 (報告及び立入検査)

力を求めることができる。

させることができる。 入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類そ の者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち の状況に関し報告を求め、又はその職員に、 他の物件を検査させ、 若しくは関係者に質問 そ

2 なければならない。の身分を示す証明書を携帯し、 前項の規定により立入検査をする職員は、 関係者に提示し

3 捜査のために認められたものと解釈してはなら 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

(農林水産大臣の報告聴取及び勧告)

第十条 農林水産大臣は、養蜂の振興のため必要 報告を求めることができる。 蜜源の状態、蜂群数その他必要な事項に関し、 があると認めるときは、都道府県知事に対し、

め必要があると認めるときは、転飼養蜂の規制2 農林水産大臣は、蜂群配置の適正を期するた に関し、 る。 都道府県知事に勧告をすることができ

(助成)

第十一条 内において、養蜂業の振興のため必要な補助 を交付することができる。 いて、養蜂業の振興のため必要な補助金政府は、養蜂業者に対し、予算の範囲

|第十二条 第四条第一項又は第七条の規定に違反 (罰則)

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせ した者は、二十万円以下の罰金に処する。 ず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以 下の罰金に処する。 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定 しくは同項の規定による質問に対して答弁をせ

して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者第十四条 第三条第一項又は第三項の規定に違反 十万円以下の過料に処する。 附

1

て三箇月をこえない期間内において、

政令で定

この法律の施行期日は、公布の日から起算し

める。 号附 (昭和五三年七月五日法律第八七

(施行期日)

第一条 この法律は、 七号) 則 抄 (平成一一年七月一六日法律第八 公布の日から施行する。

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

> の規定(市町村の合併の特例に関する法律第に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条 第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十 二百二条の規定 第百五十七条第四項から第六項まで、第百六 四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、 第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第 部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、 六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る 定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定 項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規 る。) に限る。)、第四十条中自然公園法附 定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分 十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第 (両議院の同意を得ることに係る部分に限 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 節名並びに二款及び款名を加える改正規 公布の日 則

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の法律に規定するもののほか、この法律の施行 の事務として処理するものとする。 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 行政庁は、 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に あったものについての同法による不服申立てに 前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 であった行政庁とする。 に引き続き上級行政庁があるものとみなして、 ついては、施行日以後においても、当該処分庁 下この条において「上級行政庁」という。)が 施行日前に当該処分庁の上級行政庁

2 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(罰則に関する経過措置)

する罰則の適用については、なお従前の例によ第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十条 所也万里台长第二条第1頁第一号(検討) (検討) (検討) は、政令で定める。 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいてものとする。

## 一六〇号) 抄附 則(平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

第千三百四十四条の規定 公布の日、第千三百四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及びする法律附則の改正規定に係る部分に限る。)なび原子炉の規制に関する法律の一部を改正及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

## 五号) 附 則 (平成二四年六月二七日法律第四

(施行期日)

この法律は、

平成二十五年一月一日から施行

する。

適用については、なお従前の例による。2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の(経過措置)